

蒲郡市における土壌汚染について

蒲郡市が、同市一色不燃物最終処分場において、土壌汚染状況調査を実施したところ、土壌汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。

県は、同市に対し、土壌汚染対策を適切に実施するよう指導してまいります。

1 報告内容

(1) 報告者

蒲郡市

(2) 報告年月日

2026年7月3日（金）

(3) 汚染が判明した土地の所在地

蒲郡市いしきちょうしもてぼり一色町下手張10番1、10番4及び10番5の各一部

(4) 報告の根拠

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）

(5) 調査結果

ア 土壌溶出量

次表のとおり、法に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数 ／調査区画数 ^{注2}
鉛及び その化合物	0.042mg/L (4.2倍) ^{注1}	0.01mg/L 以下	0～3.0 m 5.0～6.0 m	3 / 564

注1：（ ）内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

イ 土壌含有量

全ての調査地点で法に規定する土壌含有量基準に適合しました。

ウ 地下水

全ての調査地点で法に規定する地下水基準に適合しました。

(6) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所については、地下水の水質の測定を行い、雨水等により汚染が拡散していないことを確認しています。

2 今後の対応

事業者は、引き続き地下水の水質の測定を実施することにより、汚染の拡散がないことを確認していく予定です。

県は、事業者に対し、土壌汚染対策を適切に実施するよう指導するとともに、周辺の飲用井戸の有無等を調査した上で、土壌溶出量基準を超過した区画を法に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

3 事業者の連絡先

蒲郡市 市民生活部 環境清掃課

住所：愛知県蒲郡市西浦町口田土1番地

電話：0533-57-4100

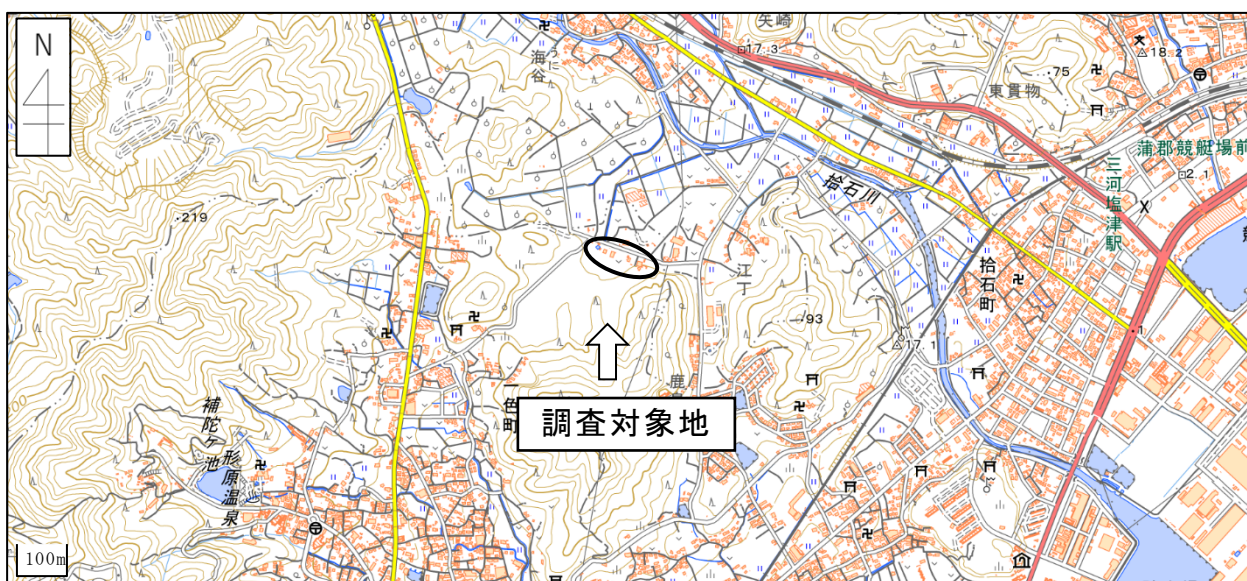
4 調査対象地の概要

(1) 面積

47,741.2773 m²

(2) 調査対象地の利用状況

調査対象地は、山林や田等として利用されていた土地でしたが、2025年までに蒲郡市の一般廃棄物最終処分場の敷地の一部となっています。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参考

○ 基準を超過した特定有害物質について

・鉛及びその化合物

化合物によって毒性は異なりますが、高濃度の鉛による中毒の症状としては、食欲不振、貧血、尿量減少、腕や足の筋肉の虚弱などがあります。

体内に取り込まれた鉛は血中などに分布したあと、90%以上が骨に沈着します。主に尿に含まれて排泄されますが、体内の濃度が半分になるには約5年かかり、長く体内に残ります。

(参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)